

発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応

発熱等の風邪の症状が見られるときには、無理をせず自宅で休養してください。
体温を定期的に測定して記録してください。（1日最低4回）
自宅休養した場合の出欠については**出席停止**とします。

次の場合には、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談センター」に**電話**
話で相談してください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

【参考】

丹波市「帰国者・接触者相談センター」

丹波健康福祉事務所 0795-73-3765（平日午前9時から午後5時30分）

※ 休日及び夜間（午後5時30分から翌日午前9時）は県疾病対策課 090-3265-8583

丹波篠山市「帰国者・接触者相談センター」

丹波健康福祉事務所相談窓口

電話番号 0795-73-3765（受付時間：平日9時00分～17時30分）

丹波篠山市相談窓口（健康課）

電話番号 079-594-1117（受付時間：平日8時30分～17時15分）

※ 休日及び夜間（午後5時30分から翌日午前9時）は県疾病対策課

090-3265-8583

症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談してください。